

## 障害者総合支援法による補聴器交付手続きについて

難聴が重度で、身体障害者の基準に適合する場合は、障害者総合支援法による補装具費支給制度を利用することができます。原則として、費用の1割を利用者が負担することになります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。また、補装具は原則として1種目について1個の支給が対象となります。手続きは各自治体によって異なる場合があります。詳しくは各市町村の福祉課にお問い合わせください。または、当店にご相談ください。

### 【身体障害者手帳の交付手続き】

#### Step① 申込み（障害福祉窓口）

- ・「身体障害者診断書・意見書」の用紙を受取る
- ・障害者判定医を紹介してもらう

#### Step② 判定(障害者判定医)

- ・診察・検診
- ・「身体障害者診断書・意見書」を記入してもらう

#### Step③ 手続き（障害福祉窓口）

- ・「身体障害者診断書・意見書」「本人写真」を提出する

\* 都道府県の身体障害者更生相談書にて内容審査、等級判定が行われる  
(1～3ヶ月)

#### Step④ 交付（障害福祉窓口）

- ・「身体障害者手帳」の受理

## 障害者総合支援法による補聴器交付手続きについて

### 【補聴器の交付手続き】

- Step① 申込み（障害福祉窓口）
- ・「医学的意見書」の用紙を受取る
  - ・障害者判定医を紹介してもらう
- Step② 判定(障害者判定医)
- ・診察・検診
  - ・「医学的意見書」を記入してもらう
- Step③ 器種決定（ふれあい補聴器柳川店）
- ・「医学的意見書」に沿った補聴器の選定をしてもらう
  - ・「見積書」の作成を依頼する
- Step④ 手続き（障害福祉窓口）
- ・「申請書」「医学的意見書」「見積書」「世帯状況・収入等申請書」「身体障害者手帳」を提出する
  - \* 都道府県の身体障害者更生相談所にて内容審査が行われる（約1ヶ月）
- Step⑤ 交付（ふれあい補聴器柳川店）
- ・補聴器の購入・調整
  - ・補装具費支給券（障害福祉窓口より申請者へ配布）を持参する